

岩手県告示第352号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和6年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 出席して受講する研修及び講習の開催年月日及び開催場所

種 類	開催年月日	開催場所	
		名 称	所在地
研修	令和6年8月25日(日)	大船渡地区合同庁舎	大船渡市猪川町字前田6番地1
	令和6年9月29日(日)	二戸地区合同庁舎	二戸市石切所字荷渡6番3号
	令和6年11月17日(日)	岩手県自治会館	盛岡市山王町4番1号
講習	令和6年8月25日(日)	大船渡地区合同庁舎	大船渡市猪川町字前田6番地1
	令和6年9月29日(日)	二戸地区合同庁舎	二戸市石切所字荷渡6番3号
	令和6年11月17日(日)	岩手県自治会館	盛岡市山王町4番1号

3 通信制による研修及び講習の受付期間及びレポート提出締切年月日

(1) 研修

ア 受付期間 令和6年10月1日(火)から同年12月10日(火)まで

イ レポート提出締切年月日 令和7年1月10日(金)

(2) 講習

ア 受付期間 令和6年10月1日(火)から同年12月10日(火)まで

イ レポート提出締切年月日 令和7年1月10日(金)

4 受講料

(1) 研修 1人 5,000円

(2) 講習 1人 4,500円